

松戸市教育委員会会議録

平成28年8月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成28年8月定例

開 会	平成28年7月28日(木) 14時00分	閉 会	平成28年7月28日(木) 16時10分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	市場 卓	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 市場 卓	○
	委 員 松田 素行	×	委 員 武田 司	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 28 年 8 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	学校教育部 部長	鈴木 孝則	21	学務課 課長	織原 一浩
2	学校教育部 審議監	池上 誠一	22	〃 課長補佐	池田 浩二
3	学校教育部 参事監	胡内 敦司	23	指導課 課長	波田 寿一
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24	〃 課長補佐	後藤 忠幸
5	〃 課長補佐	大西 真	25	〃 主事	鈴木 太郎
6	〃 主事	伊藤 翔	26	保健体育課 教給担当員	鈴木 章雄
7	教育財務課 課長	星野 敦子	27	〃 課長補佐	佐野 公雄
8	〃 課長補佐	田中 佳子	28	〃 主事	秋池 一輝
9	教育施設課 課長	関 聡	29	〃 主事	加藤 遼一
10	〃 課長補佐	田嶋 和彦	30	教育研究所 所長	阿曾 祐康
11	〃 技師	若林 佐恵子	31	〃 課長補佐	石井 裕子
12	社会教育課 課長	嶋野 嘉之	32	〃 指導主事	椎橋 克夫
13	〃 課長補佐	東海 和代	33		
14	〃 主査	千葉 寛	34		
15	〃 主事	松木 貴裕	35		
16	スポーツ課 課長	田岡 等	36		
17	〃 課長補佐	布施 優	37		
18	〃 課長補佐	小幡 健二	38		
19	〃 主事	金澤 輝明	39		
20	図書館 館長	宮下 宏幸	40		

平成28年8月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成28年7月28日（木） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

① 議案第17号

松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
(学務課)

② 議案第18号

指定管理者候補者審査委員会委員の委嘱について (スポーツ課)

③ 議案第19号

松戸市指定文化財の指定について (社会教育課)

④ 議案第20号

平成28年度9月教育費補正予算について (教育企画課)

⑤ 議案第21号

平成29年度使用小学校、中学校及び学校教育
法附則第9条の教科用図書の採択について (指導課)

⑥ 報告第3号

臨時代理による処分の報告について (学務課)

(2) その他

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、3名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合には、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 本日、松田委員が都合により欠席されます。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の3の規定によりまして、本会議は開会することができます。

◎会議録署名委員の指名

教育長 では、開会に当たり、本日の会議録署名人を市場委員にお願いいたします。

市場委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案5件、報告議案1件となっております。このうち議案第20号は、市長に対し、意見を申し出る事項であって、市長の意思決定に係る重要な事項に属するものです。また、議案第21号は、東葛飾地区西部採択地区協議会の選定結果を受けて、各市教育委員会で教育委員会会議を開催し、教科書を採択することになりますが、会議の開催期日は、各市教育委員会の裁量となっております。したがって、本市も含め、各市の決定が相互に影響を及ぼすことなく、採択を行うとの協議会の申し合わせを勘案する必要があります。

さらに、報告第3号は、人事案件となります。

したがいまして、議案第20号、議案第21号、報告第3号の3件の審議を秘密会としてはいかが、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第20号、議案第21号、報告第3号の3件の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第20号、議案第21号、報告第3号の3件の審議は、秘密会といたします。

秘密会の審議に際しましては、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから指定する職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いします。

指定する職員は、生涯学習部長、生涯学習部審議監兼教育企画課長、学校教育部長、学校教育部審議監、学校教育部参事監、以降指定する職員は、各議案で入れかえをお願いします。

議案第20号、教育財務課長、教育財務課長補佐、教育施設課長、教育施設課長補佐、教育施設課主幹、社会教育課長、社会教育課長補佐、社会教育課主事、スポーツ課長、スポーツ課長補佐、図書館長、保健体育課学校給食担当室長、保健体育課長補佐、保健体育課主事。

議案第21号、指導課長、指導課長補佐、指導課主事、教育研究所長、教育研究所補佐、教育研究所指導主事。

報告第3号は、学務課長、学務課長補佐。

以上です。

なお、議案第21号の結果につきましては、9月1日以降に公表することといたします。また、秘密会は、議事録をとっていないところですが、議案第20号、議案第21号につきましては、記録を残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

それでは、ここからの議事進行を山田教育長職務代理者をお願いします。

◎議案第17号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第17号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 学務課長、織原です。よろしくお願いいたします。

議案第17号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

これは、昨年度教育委員会会議において廃案とさせていただいた議案について再提案させていただくものでございます。

添付しました平成29年度松戸市立高等学校第1学年入学者選抜要項の抜粋をごらんください。

過日、県立高等学校入学者選抜要項に照らし、平成29年度松戸市立高等学校第1学年入学者選抜要項が確定しました。この要項における第1、前期選抜1（1）志願資格アの条文と、本日提案の松戸市立高等学校管理規則の一部改正条文は合致したものとなっております。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

添付しました松戸市立高等学校管理規則新旧対照表をご覧ください。

同規則では、第30条及び第32条において、学校教育法第1条の規定に基づいて必要な事項を定めておりましたので、同法の一部改正に照らし、第30条の学校種を規定した条文2カ所についてそれぞれ中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を、卒業（修了）した者及び中学校等卒業（修了）程度に変更。

第32条の条文を、出身（在籍）中学校等の校長に変更するものでございます。

以上、上位法の一部改正に伴う松戸市立高等学校管理規則の一部改正についての説明といたします。

以上でございます。

教育長職務代理者 議案第17号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

特別支援学校についても位置づけもきちっとされているということですね。また、義務教育学校のところもこれで整合したということで、学校種の変更に伴うもので、余り実態的な変更ではないという理解でしょうか。

学務課長 はい、そうです。

教育長職務代理者 いかがでしょう。いいですかね。

この履歴書記入要領を添付していただいているところは、ここは義務教育学校だけを書いていることでいいわけですね。つまり学校歴の始まりは小学校、または義務教育学校であって、特別支援というくくりはないわけですね。

学務課長 そのとおりでございます。

教育長職務代理者 いかがでしょう、何かご不明の点があれば、よろしいでしょうか、事務的な変更ということで理解してよろしいかと思えます。

特にないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。採決を行います。

これより議案第17号を採決いたします。

議案第17号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第17号は原案どおり決定いたしました。

学務課長 ありがとうございます。

◎議案第18号

教育長職務代理者 続きまして、議案第18号「指定管理者候補者審査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、スポーツ課長、ご説明をお願いいたします。

スポーツ課長 5ページをお開きください。

議案第18号「指定管理者候補者審査委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、松戸運動公園他スポーツ施設の次期指定管理者の候補者を選定するに当たり、設置することとなります松戸市指定管理者候補者審査委員会の委員を委嘱するためにご提案をさせていただくものでございます。

この件に関しましては、先の6月2日に開催されました松戸市教育委員会会議におきまして、スポーツ課所管有料スポーツ施設の次期指定管理者の公募についてご説明をさせていただいておりますけれども、指定管理者の候補者を選定しようとするときには、松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定によりまして、同条例第14条に規定しま

す松戸市指定管理者候補者審査委員会に諮問しなければならないものと定められております。

また、同条例第14条第2項におきまして、この審査委員会は、委員6人以内で組織することとされておりまして、その委員の構成につきましては、松戸市教育委員会指定管理者の指定手続等に関する規則第6条の規定によりまして、第1号で学識経験を有する者、第2号で教育委員会事務局職員、第3号でその他教育委員会が必要と認める者で構成するものと規定されております。

また、ただいまご説明しました第1号の学識経験を有する者、それから第3号のその他教育委員会が必要と認める者の委員の合計数は、第2号の教育委員会事務局職員の人数と同数以上でなければならないと定められているところでございます。

こうした規定に基づきまして、今回委嘱させていただく委員を、次の6ページのほうに一覧で用意させていただいております。

6ページをお開きください。

第1号委員の学識経験を有する者につきましては、3名を予定させていただきました。

一番上の段、松田哲様につきましては、流通経済大学スポーツ健康科学部大学院スポーツ健康科学研究科教授でございます。

その下、本多利枝様は、松戸市出身の弁護士でございます。松戸市内の小・中学校をご卒業され、現在も松戸市に在住しております。第一東京弁護士会所属で、民事法、特に企業法務が専門であるとお聞きしております。

その下、礪部忠雄様につきましては、中小企業診断士でございます。

続きまして、第2号委員、教育委員会事務局職員でございますが、鈴木三津代生涯学習部長と宮間秀二生涯学習部審議監兼教育企画課長の2名を予定させていただきました。

最後一番下の段、第3号委員、その他教育委員会が必要と認める者でございますが、こちらは千葉県小・中学校体育連盟松戸支部長で、市立第五中学校校長でもあります高橋政弘様1名を予定させていただきました。

以上の6名の委員でございますが、第1号委員、それから第3号委員の合計が4名でございます。第2号委員2名の人数と同数以上でございますので、規則第6条の規定にも適合しております。

また、この審査委員会の委員の任期でございますが、条例第14条第3項で、調査審議が終了したときは、その職を解かれるものとする規定されておりますので、本日ご承認いただきましたら、本日から調査審議が終了するまでということでございますけれども、具体的に

は指定管理者が指定された日までと考えております。

以上、ご説明とさせていただきますが、ご提案させていただきました方々につきましては、いずれの方々も指定管理者の候補者を選定するための調査審議を行っていくうえで必要な方々でございますので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第18号につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょう。

市場委員。

市場委員 市場ですけれども、この指定管理者候補者審査委員会というのは、恐らく必要があったときに、その都度、設置されるものなんだろうと思いますけれども、ほかにどういうものがある、どういう場合に設置されるものなのか、教えていただきたいということが1点。

あと、先ほど説明で3号の委員は、教育委員会が必要とされたとした者という説明があったと思いますけれども、僕が調べたところ、市長が指定すると書いてあったような気がしたんですけれども、そこはどっちかなということを確認したいということ。

あと、調査審議が終了するまでということ、実際にはその指定管理者が決まったらという話でしたが、大体どれぐらいのことが目安としてされているのか、時期としていつごろ想定されているのか、教えてください。

スポーツ課長 3点ですかね。

どういう場合、審査委員会を設けるかということによろしいでしょうか。

市場委員 具体的にほかにどういうものが……

スポーツ課長 これは指定管理者の候補者を選定する場合です。

市場委員 具体的に、だからどういう事業で今まであったのかとか、これ以外に。

スポーツ課長 スポーツ課でいきますと、前は運動公園他5スポーツ施設、それからその前ですと、平成25年度は小金原体育館他2体育館という形で、市の有料スポーツ施設の指定管理を行う際に……

市場委員 今回改選だから、またこういうふうになったけれども、その前のときも同じだったという話ですね。

スポーツ課長 ただ、前のときは、この条例が整備されておらなかったもので、候補者選定委員会という形で要綱で定めております。今回この条例が制定されましたので、条例に基づ

いて審査委員会を設置するものでございます。

それから、先ほど市長はというお話でございましたけれども、第4条に、市長は次に掲げる云々という規定がありますけれども、松戸市教育委員会が管理する公の施設につきましては、松戸市教育委員会ということで定められておりますので、教育委員会という解釈でよろしいかと思えます。

それから、審査期間ということですが、12月議会に議案として指定管理者の指定について提案する予定でございますので、そこで承認いただき、指定が決定すれば、それまでということです。大体二、三回審査委員会を行う予定で、10月初旬、10月中に大体2回、もしくは3回程度行う予定で考えております。

以上です。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 今の2点目のところは、市長というのを読みかえるという規定があるということでもいいですね。

スポーツ課長 はい。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。

お三方の大学の先生、弁護士、中小企業診断士、それから、ここにご本人がいらっしゃるの、皆さん言いにくいかもしれませんが、生涯学習部長もご本人でいらっしゃいますけれども、市のほうといたしますか、そこからお二方、教育委員会からですね。あともう一方が学校教育の現場からということでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 もし私の理解が間違っていれば申し訳ないんですけども、今回全員新任で皆さん1期目ですよ。これはこういう指定管理者審査委員会の委員ということでできたのは初めてだからという、それで皆さん1期目なんですか。そういう理解でよろしいんですか。

スポーツ課長 1期目と記載してございますけれども、その都度設置して終了するというところでございますので、1期目と書いてありますけれども、これが継続して続くものではないので、条例を制定して、昨年制定して今回初めてなんで、1期目ということで記載させてもらいましたけれども、任期が終わったらまた継続するということじゃございませんので、その都度必要に応じて審査委員会を設置する形になります。

教育長職務代理者 この書式で在任期数と書いてあるから1期目と書く。これはそうだけれども、2期目ということはちょっとあり得ないわけですね。

伊藤委員 ああ、そういうことなんですか。

教育長職務代理者 それで、指定管理者候補者審査委員会はその都度設置されるということで、恐らくみんな1期目になるんですね、今後も。

1つ、中小企業診断士というご経験はどういう形で生かされるかというのは、施設運営にやはり企業経営の視点というものが重要だろうというようなことでしょうか。割と珍しいですよ、こういう委嘱の中で、中小企業診断士は。

スポーツ課長 委員さんと別途に、応募団体の経営上の安定性がどうかということで、中小企業診断士の診断を受ける予定になっていますけれども、それとは別に審査委員会の委員さんということで、応募していただいた団体の経営上の安定性がどうか等について専門家としての評価をいただけるものということで選定させていただいております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そうですね、だから、例えば公認会計士とかそういう経営の中身を見るということでの役割を期待されていると。

よろしいですか。どうでしょう、武田委員、いいですか。

それでは、ほかにないようでしたら、これで質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第18号を採決いたします。

議案第18号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第18号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第19号

教育長職務代理者 続きまして、議案第19号「松戸市指定文化財の指定について」を議題といたします。

それでは、社会教育課長、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長 社会教育課長です。

議案第19号「松戸市指定文化財の指定について」ご説明いたします。

初めに、申しわけございませんが、訂正がございます。

提案理由でございますが、「重要なものを松戸市文化財」と記載させていただきましたが、これは「松戸市指定文化財」が正しく、「指定」の文字が落ちておりました。おわびかたが

た訂正させていただきます。

それでは、具体的に本件の内容でございますが、こちらにつきましては、ことし1月14日開催の教育委員会会議におきまして、松戸市文化財審議会への諮問について議決をいただきました松戸神社神楽殿天井絵及び杉戸絵についてでございます。1月27日及び6月27日に文化財審議会を開催し、議案書8ページの1(1)にございますように、指定については適当と認められるとの答申をいただきました。

このことから、松戸市の文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定に基づき、松戸市指定文化財の指定についてお諮りするものでございます。

提案理由は、下段に記載のとおり、市の区域内に存在する文化財のうち、重要なものを松戸市指定文化財として指定し、その保存及び保護を図るためでございます。

審議会からの答申の具体的な内容は、9ページ以降の松戸市指定文化財調書に記載のとおりでございますが、概要を申し上げますと、松戸神社神楽殿天井絵及び杉戸絵の作品群は、現状を維持するための適切な保存修復措置が施され、神社の祭礼、神楽等の行事に際して市民に公開できる環境が整えられており、また、佐竹永湖、錦谿という高い技量を持つ2人の画家によって描かれた伝統的な江戸絵画の画風をよく継承した格調高い絵画であること、さらに明治中期の美術界を語る作品として高く評価でき、技術的にも歴史的にも貴重な資料であるということから、文化財として指定することが適当であるとの判断がなされたものでございます。こうしたことから、このたび松戸市指定文化財としての指定につきましてお諮りするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第19号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

資料のほうにカラーの印刷を見ていただいて、これは前回というか、諮問に当たって一度お話を聞いているかとは思いますが、改めていかがですか。

武田委員、先に聞いて申しわけないんですけども、ご感想をいただければ。

武田委員 審議については全く問題はないんですけども、これからの活用についてですね。伺って拝見することが可能だというのは、もちろん神社を利用した方だとみんなご存じだと思います。これはちょっと注目できるなと思っているのが、一覧で書いてあるのは多いんですけども、一つ一つの絵に対してきちんと奉納の名前があるというのは、おもしろいなというのが1点と。

あと、この名前の方が現在までたどれるのかというところで、何かに活用できないかと考

えます。以前に松戸宿を元宿場町だったというのを盛り上げようみたいな動きがあって、ちょっと今停滞していますよね、その活動との連携です。それに対してこの絵が指定されたということと、奉納された方がどこに在所しているかルーツをたどれるかとかということ。またこの絵というものをシンボライズして、この絵を奉納したのはこの人なんだよみたいなことで、お祭りとか、オリエンテーションのような活用をしていく手段みたいにならなくないだろうかということ想像します。単純に江戸絵画としてすばらしいというふうに書いてあるんだけど、本当に私もすてきだと思います。好みとしてどっちというのは、はっきり言ってしまうとよくないので言わないですけども、何かグッズとしてつくっていくとか、あるいは印刷物にちょっと紹介欄みたいなもので、もうちょっと、こういうものが指定されてこんな美しいんだというのが、少しずつ目に触れるような何かを企画していてもいいんじゃないかなというふうに思うぐらい良い作品だと思います。

松戸宿というところに当てはめた何か企画ができないかというのを、せっかくの指定という機会なので、これは審議委員会の先生たちがそこまで考えるあれではないのかもしれないので、そうすると課長さんが音頭をとってやっていただくとか、ちょっとそういうことを考えてくださると有意義なのではないかなと。指定も有意義に生きるのではないかなと思いました。

社会教育課長 こちらの作品については、氏子様の個人所有のものということになりますので、松戸神社ということになりますので、公表というのはなかなか難しい部分もあるかと存じます。

ただ、この末裔の方が現存していらっしゃるものも多数確認はできておりますので、そういった意味では、地元でも非常に今後氏子さんが中心になって、今いろいろと何かできないかという話もあるようでございます。

あと、こちらの修復するに当たりまして、実行委員会形式でやっておりまして、そちらのほうでもちょっと松戸のためという動きもあるようですが、ただ具体的なものになりますと、やはりその団体さんのほうになるものですから、相談があれば支援できることについては私どもも力をかしていきたいとは思っているところでございます。

伊藤委員 ちょっとお聞きしたいんですが、ことし数カ月にわたって、この松戸市文化財審議会でも2度にわたって審議が行われたとお聞きしましたが、結論はもちろん指定は適当だということだったんですが、その議論の中で、専門家の方々がこの天井絵等の文化財を特にどう評価されたのか、どのような議論があったのかということに、ちょっと興味があるん

で、もし特筆するものがあれば、教えていただきたいというのが1つと。

それから、このそれぞれの絵に奉納者の名前が出ているんですけども、この奉納者とそれぞれの絵との関連というのは、特によく神社なんかに行くとそれぞれの柱の一本一本に奉納者という名前が書いてあるんですけども、ああいう形で単にたまたまこの絵の奉納者になっただけなのか、何か奉納者とそれぞれの絵との関係というのは、特に何かあるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

社会教育課長 まず、文化財審議会での審議の内容ということでございますが、こちらを調査研究を東京芸術大学の大学院の荒井准教授のほうにお願いして、お出しいただいた意見書をベースに、皆様にご審議いただいたという形になっております。

委員の皆様からは、やはり明治期のそういった絵画が結構かなり程度よく残っているものですから、そこら辺についての評価が非常に多うございました。

あと、審議としては、調書のつくり方としまして、もう少しサイズであるとか、それから記載内容を充実させたほうがいいのではないかというご意見が出た中で、以前、教育委員会会議で諮問についてのご意見をいただいたとき以降、今回の文化財審議会の中で何点かちょっと修正があった部分がございます。

ざっと申しますと、大きくは9ページのところで、今まで、「現状」というふうに書いてあったのが、「現状と経緯」としました。そのほうが好ましいのではないかとということと、あとこの表現的なもので、そのところの上から4行目のところで、以前は後世に良好な状態で伝承「されている」というふうにあったものを、「できるようになった」とか、それから大きくは、10ページの一番下段のところで、一番最後から2行目のところで、「作品群は、明治期の美術界を語る作品として高く評価でき、」という文言が追記されました。それから11ページについては、以前は上段の旧の配列のみだったのを、新しいものもわかるように今回記録としてちゃんと調書として上げてくださいという指示があり、新しい配列の部分も追記いたしました。

以前は、これが全て一つの部屋におさまっていたんですが、今回神楽殿の改修に伴いまして、全部一つの部屋に入らないということで、片方が24面が神楽殿の正面の奥の部屋、そして12面が向かって右側に廊下のようなものがあるんですが、その天井に配置されたということで、そのような形で今回表記させていただきました。

また、12ページ、13ページ、14ページ、こちらにつきましては、やはりそれぞれの作品のサイズだとか、そういったものを個別にきちっと記載してくださいというご意見をいただい

た中で、今回新たに追加させていただいたという形になっております。

審議会の内容については以上でございます。

そしてもう一点が、すみません、奉納者との関係ということでございましたが、ちょっとそこら辺までは個別には押えていません。それぞれの奉納者、もう大分昔でございますので、どういう経緯でその絵を選んだとか、そこら辺はちょっと調べ切っておりません。申しわけございませんでした。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

今も苗字だけ見て、ああ、あそこかなと思う方も心当たりはありますが、これも含めて奉納ですからね、その方は奉納して神社のものになっておられるというところでお名前が残っているということでしょう。非常に息遣いも感じられる、またすばらしい。この下地が杉の板の上に描くと、これは保存がよければずっと残るものなんですかね、武田委員。今後何か風化するようなことがあると、あそこは神楽殿ですから、あけ放って御神楽はやるというのがお祭りのときなんかやっていますけれども、大丈夫なんでしょうね。何かそういう意味での保存に、あるいはこれを白い紙の上に描いてあるのも見たら、また違う雰囲気になっているのかなとか、いろいろ想像するんですけども、基本的にはね、市教育委員会は応援するという立場でしょうけれども、何かできることがあれば、非常に豊かな財産のような気がしますけれども。

どちらが好きというのは言えないという、非常に美術的に見た、これはおもしろいというのは何か武田委員から1つありますか。

武田委員 1個はとても選べないんですけども、本当に、本当にすてきなんで、ぜひ私なんか絵はがきとかしてくれたら買いたいなどか思うような、そういうのもありますし、この格天井に円形構図で描かれた植物画というのは、いろんな方が書いていますが、すごく細やかできれいな絵だなと、どれを見ても思うんですよね。ただ、私みたいな素人がとやかく……

教育長職務代理者 私みたいな素人って誰のことでしょうか。

武田委員 この周り、円形の外側に金砂子が見えますが、これというのはどのぐらいきれいに残っているものなのかなとか、本物がすごく気になりますよね。どうなんですか。

教育長職務代理者 すみません、今何と言ったんですか。そこからついていけない。

武田委員 円形の外側に金砂子がまかれているのが見えるんですね。金の箔（はく）の粉です。だと思っんですけども。

教育長職務代理者 そういうものがどの程度残っているのかという、もう剥落してなくなって

いたりとかということが進んでいるのかいないのか……

武田委員 いや、恐らくこの写真よりもきれいなんじゃないかなというふうに思うんですけども。

教育長職務代理者 お願いいたします。

社会教育課主査 社会教育課学芸員、千葉と申します。

今、武田委員がおっしゃられたように金砂子はきれいに残っておりまして、剥落どめとか、今回保存処理されておりますので、以前の古い状態でありましたときよりも、きれいにはつきりと浮き出て見えるようになっております。

武田委員 白の胡粉なんかも大分修繕とかされたんですか。

社会教育課主査 はい、胡粉も残っておりまして、130年近くにわたったほこりとかがかぶっていたんですが、そういうのを除去されまして、白くきれいになってきました。

武田委員 では、直したというよりも、洗い直しでそのままの状態でしたと。

社会教育課主査 はい。

武田委員 ああ、すごいですね。

社会教育課主査 絵を追加したというよりも、ほこり等をきれいに除去して行って、状態が非常によかったなので、残ったという状況です。

武田委員 今、東京芸大は修復がすごくレベルが上がっているんで、すごくいいタイミングでしていただけたんじゃないかなというふうに、よかったと思います。ありがとうございます。

社会教育課主査 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

わからない単語が幾つか出てきていましたけれども、武田委員からは、名前を見ていいというんじゃないで、自分が見ていいものはいいんだと、美術にはそういつて向かいなさいと言われてるんですが、本当にすばらしいなと私も全部思うんですけども、でも本当にこういうものに触れる機会というものが、またこの時の流れも感じられますので、非常にすばらしい財産、ぜひ神社あるいはその関係の方によろしくお伝えいただきまして、よい活用ができて、ぱっとブームになるというよりも、本当に松戸のみんなが見たくなるような、ご紹介がいずれしていただければ、指定文化財のまた役割を果たしていただけるかなというようなところだと思います。

市場委員、よろしいですか。

市場委員 ごめんなさい、この間、諮問のときも同じような質問をしたような気もするんです

けれども、これは教育委員会がこういう指定をして、教育委員会として今後どういうふうにかかわるのかを教えてください。

社会教育課長 今回文化財として指定した場合に、文化財の維持ということで気持ちなんですが、年間2万円の謝礼金と、あとその維持費、管理費を出しています。それとあと、今後修復等がある場合に、教育委員会としてそこら辺の援助を行うという形になります。

あとは、その文化財の所有者さんのほうと連携して、何か機会があればそういったものを公表の機会を、お助けできる部分は助けるとか、それからあとは修復等をする場合は、指定されますと、必ず届け出をしていただかなければならないと。個人で勝手にいじってはいけないというような形の制約は出てまいります。

以上でございます。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほかよろしいでしょうか。

ないようでしたら、これをもちまして、質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第19号を採決いたします。

議案第19号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第19号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第20号

教育長職務代理者 次に、議案第20号「平成28年度9月教育費補正予算について」と議案第21号「平成29年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」と報告第3号「臨時代理による処分の報告」についての3件を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第20号、議案第21号、報告第3号の審議は秘密会となりますので、教育長が指定した職員以外の方は退席していただきますように、お願いいたします。

(指定職員以外退席)

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 では、議案第20号「平成28年度9月教育費補正予算について」を議題とい

たします。

では、ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 議案第20号「平成28年度9月教育費補正予算について」ご説明を申し上げます。

本件は、平成28年度9月教育費補正予算について、9月定例市議会に議案を提案、提出するよう市長に申し出るものでございます。

それでは、資料の29ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入予算についてご説明いたします。

寄附金、寄附金、教育費寄附金、保健体育費寄附金の補正額13万8,000円につきましては、平成28年6月1日付で、松戸東ロータリークラブから13万8,000円のご寄附をいただきましたので、これを体力づくり備品購入の財源とするため補正を行うものでございます。

以上、歳入の補正額はこの寄附金13万8,000円でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

30ページでございます。

一番上の段から順に申し上げますが、教育費、小学校費、学校管理費、補正要求額1億6,259万4,000円につきましては、施設設備の保守点検で指摘を受けるなど、早急に改善を求められている事項につきまして、安全確保を図るため、修繕及び工事に係る費用を計上いたすものでございます。

その下、中学校費、学校管理費、中学校施設維持管理事業のうち、校舎等改修業務の補正額5,100万円につきましては、施設設備の保守点検で指摘を受けるなど、早急に改善を求められている事項について、安全確保を図るため、修繕及び工事を行うための費用を計上するものでございます。

その下、中学校費、学校管理費、中学校備品等整備事業のうち、学校用器具購入費の補正額100万円につきましては、平成28年3月30日付で第六中学校に対しまして100万円のご寄附をいただきましたので、放送設備を更新することとし、放送機器関連機器を購入するための予算の補正を行うものでございます。

その下、社会教育費、図書館費、図書館管理事業の補正額1,252万8,000円につきましては、新松戸市民センターバリアフリー化工事に伴い、現在の「ながいき室」を改修いたしまして、新たに子供の集う図書館として活用するため、備品等の購入を要求するため補正を行うものでございます。

その下、文化財保護費、文化財保護事業のうち、文化財調査業務の補正額19万3,000円につきましては、平成28年2月9日付で、市岡慎次様から50万円のご寄附がありましたので、一部を利用して老朽化した水平測量器を更新するための経費を計上するものでございます。

その下、文化財保護費、文化財保護事業のうち、啓発普及業務の補正額30万7,000円につきましては、平成28年2月9日付で、同じく市岡慎次様から50万円のご寄附をいただいたものですから、一部を利用して市内文化財の啓発普及のため、文化財標識柱及び説明板の購入をするとともに、写真等資料をデータ化するためのスキャナーを購入するための経費を要求するものでございます。

続きまして、31ページでございます。

一番上の段、教育費、社会教育費、博物館費及び美術館費、美術文化関係事業のうち、美術管理業務の補正額5万5,000円につきましては、平成28年1月27日付で、松戸市民謡協会様から5万5,000円のご寄附がありましたので、所蔵する貴重な作品を適切な環境で保存するとともに、展示公開できるようにするため、絵画作品の額縁を購入するための経費を計上するものでございます。

その下、保健体育費、保健体育総務費、スポーツ振興基金積立金の補正額5万円につきましては、平成28年3月14日付、松戸市ダンススポーツ協会様から5万円のご寄附がありましたため、これを基金に積み立てるための補正を行うものでございます。

続きまして、32ページ、教育費、保健体育費、保健体育総務費、学校体育支援事業、補正額110万8,000円につきましては、小学校に設置している遊具に破損事故が複数発生していることから、今後の事故を未然に防ぐために緊急に専門業者による遊具の点検を行うため、また松戸東ロータリークラブよりいただきました寄附金による体力づくり備品の購入とあわせて補正を行うものでございます。

以上、歳出の補正額は合計で2億2,838万5,000円の増額となります。

次に、債務負担行為の追加についてご説明をいたします。

33ページでございます。

まず上の段、保健体育費、学校給食費、小学校給食管理運営事業のうち、給食調理委託業務の債務負担行為限度額5億2,227万1,000円につきましては、六実小学校ほか6校の給食調理業務委託につきまして、これまでの単年度契約から3年間の複数年契約とするため、債務負担行為の設定を行うものでございます。期間は、平成29年度から平成31年度まででございます。

その下、保健体育費、学校給食費、中学校給食管理畝委事業のうち、給食調理委託業務の債務負担行為の限度額5,950万円につきましては、古ヶ崎中学校における給食調理業務委託につきまして、先ほどご説明いたしました小学校と同様、単年度の契約から3年間の複数年契約とする債務負担行為を設定するためのものがございます。期間、債務負担行為の期間は平成29年度から平成31年度まででございます。

以上、債務負担行為の限度額につきましては、小・中合わせて5億6,177万1,000円となります。

ご説明は以上でございますが、ご質問等につきましては、担当課からご説明をさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第20号については、ただいまの説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか、幾つかありますが。

伊藤委員。

伊藤委員 じゃ、ちょっと細かいことですが、この寄附金の扱いなんですけれども、寄附で今年度の平成28年9月の補正予算の歳入に入っているのが松戸東ロータリークラブのお金だけで、それ以外の寄附は、これは全て昨年度にあったということで、今回の歳入に入っていないという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

教育企画課長 お見込みのとおりでございます。保健体育課の松戸東ロータリークラブからいただきました13万8,000円につきましては今年度、すなわち平成28年6月1日付でございますので、平成28年度の歳入予算に計上いたします。そのほかのものにつきましては、平成27年度にお受けいたしておりますので、27年度の決算には計上いたしますが、予算上は補正予算という対応はいたしません。

伊藤委員 わかりました。それから、非常に細かいことなんですけれども、32ページの内容のところ、今課長のほうからもお話があったんですけれども、緊急にという言葉は、ちょっとこの場所じゃないですよ。緊急に専門業者による遊具の点検を行うということだと思います。だから、その点を訂正しておいていただいたほうがいいかなと思います。

教育長職務代理者 余り適切でないかもしれませんね。

伊藤委員 緊急に複数発生しているというのは、ちょっと日本語としておかしいので、そういうことだろうと思います。

教育長職務代理者 それは、この資料上のことということで。

伊藤委員 資料上のことです。

教育長職務代理者 ご理解は間違いなく緊急に対応をしたということだろうと思います。

伊藤委員、何か続けますか。

伊藤委員 じゃ、もう一点質問ですけれども、今回の寄附でいろんなことをされた場合に、何かそれをどこか現場でもし明記されるというか、これは誰々の寄附によってなされたものですか、そういうことは一切ないと理解してよろしいのでしょうか。そういうふうにはできないこともあるんでしょうけれども。

教育長職務代理者 それは現場のほうのお話になるのでしょうか。

伊藤委員 そうか、予算には関係ないことですか。

教育長職務代理者 学校あるいは社会教育。

社会教育課長。

社会教育課長 今回私どものほうで、文化財関係とあと美術関係でご寄附いただいておりますが、ご寄附いただいた方には、こういう形でというお話はしておりますが、特にそちらのほうに寄附者の名前をお書きするとかいうことはいたしていません。

伊藤委員 基本的にはないと考えていいですね。

社会教育課長 はい。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 学校のほうも同様でしょうか。

お願いいたします。

保健体育課長補佐 今のご説明と同じように、寄附された方にはどういうことに使ったかはご説明しますが、寄附した学校側にはどこからの寄附だという説明は特にする予定はございませんでした。

教育長職務代理者 伊藤委員、よろしいですか。

伊藤委員 はい、結構です。

武田委員 31ページの上段のほうなんですけど、内容のほうで信田様から5万5,000円の寄附があって、それに伴いというところに、補正で5万5,000円記載されているということは、この中身の中で、この1点についての額縁を1点購入することを追加したというふうに理解すればいいということですか。

社会教育課長 武田委員に額縁の話をするのは非常に恐縮なんですけど、基本的にその絵画ごとにオーダー、それぞれの絵に合ったものということでオーダーメイドの額縁になるものです。

から、やはりこの金額で購入できるのは1点であるということ……

武田委員 いや、そういうことじゃなくて、もちろん1点分程度だと思っんですが、そうじゃなくて、そのほかの額面というのは、総合してしまっているけれども、この補正したものをこの額縁1点ということだけを内容を書いてあるということ、そのほかのは全く違う、例えば展覧会の費用だったりとかということですよという確認だけ。

社会教育課長 ああ、この700万からの数字がということでございますね。

武田委員 そうです、そうです。全部買いかえたのかなとか、ちょっと思ったりしたんで。

社会教育課長 展覧会の予算であったり、それから美術倉庫を借りたりの予算であったり、要するに今回の準備室関係の予算ということになります。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 それが予算で、という質問、お答えは大丈夫ですか。

武田委員 はい、大丈夫です。

教育長職務代理者 絵も寄付していただいたんですかね。そうではないんですね。それで額縁をとということで。

社会教育課長 現在持っている絵画の額縁をつくるための予算に充てさせていただいたということでございます。

教育長職務代理者 失礼しました。

そのほか、いかがでしょうか。

私から質問です。小学校の遊具の事故が起きることについては、古くなってきたものは危険なものもあるだろうと想像はするんですが、歳入のほうに出ている松戸東ロータリーというのを13万8,000円と、それから歳出でも保健体育費のところですね。これで補正で110万8,000円というところは、その遊具相当と、それから点検の費用ということでしょうか。またこれは1校だけということになるのでしょうか、ちょっとその確認をお願いします。

保健体育課長補佐 まず、点検のほうは小学校全校で行う予定で補正をお願いしております。

あと、寄附にいただいたものに関しては、今回東松戸小学校のほう、新設校のほうで一応最低限の体育備品はそろえて常備しておいたんですが、授業を展開している中でやはりどうしてもこういうものが欲しいということが、要望が幾つか上がっていましたので、そのマットとビブスの購入のほうに充てさせていただいております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

市場委員 いいですか。

教育長職務代理者 市場委員。

市場委員 予算の話とは直接じゃないんですけども、今遊具の点検を行うという話が出ましたけれども、それは今回何か事故があったから行うということで、定期的に行われているようなものではないということですか。予算の話とはちょっと違いますけれども。

保健体育課長補佐 実は定期的に行っていたものではないんですが、5年前に一度全小学校の点検を行いまして、それをもとに遊具の撤去、設置については計画的に進めてきたんですが、今回ここにもありましたが、破損事故等が点検の中で、5年前の点検で上がってきていない遊具もやっぱり鉄がさびて穴があいて落下して、けがには至っていないんですが、そういうこともありましたので、今回もう5年たっているんで、しっかりもう一回点検したほうがいい、点検するべきだろうということで補正をお願いしております。

この後は、遊具の耐久年数とかあるんですが、何年か置き、3年ぐらいが目安かなと思うんですが、定期的に点検をしていくつもりで考えております。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。

あと、細かいところなんですけれども、この31ページの上の松戸市民謡協会とご紹介がありましたか。松戸市民歌謡協会でもいいですか。であれば結構でございます。ありがとうございます。民謡協会は別にあるんですか。寄附者のお名前なので、間違えるとこれは。

そのほかいかがでしょうか。

これはもう補正自体はいいんですが、市岡慎次様からご寄附があって、水平測量器とそれからスキャナー、あとは文化財の標識柱等に充てられたということで、この水平測量器とかスキャナーというのは、これは社会教育課のほうの備品になるというようなことなんでしょうか。どこかのあるいは施設とかに置かれるものなんでしょうか。文化財の標柱というのは大体市内で見かけるものなんで、ちょっとそれを確認させていただきたいと思います。

社会教育課長。

社会教育課長 こちら水平測量器とスキャナーにつきましては、業務で使うものとなっております。どこかに置くというわけではございません。水平測量器は発掘現場、文化財の発掘現場で図面を起こしたりするときに、高低差を図面に落とすに当たって使用する機械となっております。また、スキャナーにつきましては、発掘現場で撮る写真については、全て今のところフィルムで行うように、国のほうの一つの目安として、そういう現時点でもまだそういう指針があるものですから、それに従って行っていますので、映像等を貸し出しとかする

場合に、やはりフィルムですと不都合が生じたりすることもございますので、デジタル化するという意味で今回スキャナーのほうを購入させていただきたいということでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田委員、どうぞ。

武田委員 予算に関係ないことってもしいいのであれば、ちょっと不思議に思っていた点が1点だけあるんですけども、30ページの図書館費のところなんですけれども、バリアフリー化工事に伴いということは、「ながいき室」というとお年寄り向けなのかなというところになさったのかなと思いきや、新たに子供の集う図書館として活用するためにというふうになっていると、それはなくなったのかなと。あるいは孫を連れてくるおじいちゃん、おばあちゃんたちのためのバリアフリーなのかなと。ちょっと何かどう理解していいのかわからない感じなんです。

図書館長 新松戸市民センターのバリアフリー化の工事で、エレベーターを設置することになっておりまして、「ながいき室」は3階のほうに大きくなって移りますので、その1階の「ながいき室」があったスペースに新松戸地区がどちらかという、0から12歳のお子さんの利用率が低い地区になってしまっているものですから、お子さんはいらっしゃるんですけども、その辺のちょっと掘り起こしをしたいということで、ここの分館については子供の図書館としてリニューアルさせていただくという内容でございます。

武田委員 これがなくなってしまうということじゃなくて、移動していただいて、そこを再活用すると。

図書館長 そういうことですね。

武田委員 ありがとうございます。

伊藤委員 すみません、もう一度確認なんですけど、学校で特に気がつくんですけども、今回も寄附者で50万円を寄附されて、いろんなものを購入されたりした場合は、さっきのお話ですとその寄附者の名前は出てこないみたいなんですけど、でも例えば現物で寄附すると、場合によってはこのものが誰々さんの寄附によってここにあるものですか、あるいは寄附者誰々というように名前が出ることも学校で見かけることがあります。その辺のこういう寄附の扱いをどういうふうにするかというのは、何か統一した基準があるんでしょうか。それとも学校で、じゃこれは名前をつけたほうがいいなと思った場合につけるというようにそれは現場に任せていると考えていいのか、その辺のところはどんなぐあいなんでしょうか。

教育長職務代理者 統一的な扱いということで。

教育財務課長 寄附については、公表してよいか公表しないかということをもまず寄附者の確認をしております。ですので、公表しないという場合には、もちろんそういった表記はしないですね。学校ごとに寄附された場合には、その辺はもう学校に任せておりますけれども、寄附者のお名前を学校で受けたものについてはわかっているということでございます。

教育長職務代理者 表記するかどうかの話。

教育財務課長 ですので、学校に任せているというのが。

伊藤委員 任せている。

教育財務課長 はい。

伊藤委員 じゃ、今回の予算で出てきたものについては、基本的には50万円寄附された方に、それはじゃこういうふうに使いますよということは報告するけれども、それじゃ水平測量器を購入しますが、その水平測量器にお名前は特に書きませんけれども、いいですねという、そんなような了解をとっているという理解でしょうか。

教育財務課長 お名前をつけるかつけないかというようなことの確認はとってはいないです。

教育長職務代理者 あれですね……

教育財務課長 お金でいただいた場合ですよ。はい。

伊藤委員 ただ、もしこの市岡さんという方が水平測量器を自分で買って、学校に寄附された場合は、そこに名前入れるかどうかは現場の判断という……

それは聞くわけですね、本人に。じゃ、お金で寄附をもらったときは、基本的には物を購入してもその物に寄附者の名前はつけないと、そういう方針……

教育財務課長 はい。どういったものを購入したかというのは、もちろん寄附者の方にはご報告はいたしております。

伊藤委員 うん、伝えるけれども、そういう理解でいいんですね。

教育財務課長 はい。

伊藤委員 時々学校へ行くと寄附者誰々というのを見かけるものですからね、どういう扱いになっているのかなど。それは恐らく現物を寄附されているケースなんですかね。わかりました。

教育長職務代理者 よろしいですか。何か、こうあるべきだというご意見であれば。

伊藤委員 どういう統一性というか、何か寄附を受けた場合はどういうふうにされているのか、その方針があるのかということちょっとお聞きしたんですが。

教育長 そう感じられるかもしれませんが、時代というとオーバーですけれども、古いときにはほとんど記名されていると思います。今は扱いが大分変わりましたので、ほとんど記名しないというふうになっていると思います。

伊藤委員 ある程度変わってきたということ。

教育長 はい。

伊藤委員 以前は名前が出ていた。

教育長 以前はほとんど多分、そうですね。

伊藤委員 最近はどうじゃ無記名というか、寄附者のことは書かないと。

教育長 そうですね。

教育長職務代理者 感覚的なところも大分違ってきていて、今は割とそういうのは載せないことのほうが、本人も望むし、学校現場でもそれは誰のかかわりということは載せないことのほうが、何となくというのがあるのかもしれませんがけれども、昔は当然それほどなたの寄附だというのは出して当然という感覚もあったんでしょうかね。

伊藤委員 わかりました。結構です。

教育長職務代理者 そのほか、よろしいでしょうか。9月の補正というのが、そんなに大規模なものではなく緊急であったり、あるいはその寄附に基づいての何か執行する必要が出てというところであろうかと思しますので、ご質問も大体全体にわたったのかなというふうには思います。よろしいでしょうか。

ほか、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第20号を採決いたします。

議案第20号については、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第20号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第21号

教育長職務代理者 次に、議案第21号「平成29年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」を議題といたします。

しばらくお待ちください。

改めて議案名を申し上げます。議案第21号「平成29年度使用小学校、中学校及び学校教育

法附則第9条の教科用図書の採択について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 それでは、議案第21号「平成29年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」につきましてご説明申し上げます。

内容は、平成29年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書について、別紙一覧のとおり採択する。

平成28年7月28日提出。

松戸市教育委員会、教育長、伊藤純一でございます。

提案理由につきましては、34ページに記載のとおりでございますが、平成29年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定により、去る7月6日に開催されました教科用図書東葛飾西部採択地区協議会にて、小学校及び中学校用教科用図書が選定されました。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に基づき、松戸市教育委員会として審議し、採択していただくため提案するものでございます。よろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議事の進め方についてお諮りをいたします。

初めに、東葛飾西部採択地区協議会の状況について、教育長からご説明をいただきます。次に、平成29年度の小学校及び中学校用教科書並びに附則第9条図書についての説明をしていただき、議案の質疑及び討論の後に、採決を行いたいと思います。

それでは、東葛飾西部採択地区協議会の状況について、教育長からご説明をお願いいたします。

教育長 それでは、平成29年度使用教科書につきましては、去る7月6日に開催されました教科用図書東葛飾西部採択地区協議会におきまして、小・中学校の教科用図書が選定されました。簡単にきょうまでの経過を報告申し上げます。

5月11日の教育委員会会議において、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約及び松戸市の平成29年度使用教科用図書の採択に関する方針について、本教育委員会会議で確認、決定いたしました。

これを受けまして、5月16日、第1回東葛飾西部採択地区協議会が開催され、同じように地区の基本方針、規約等各教育委員会の意向も含めて確認はされました。

続いて、7月6日に、第2回協議会が開催され、採択地区における各教科書が選定された

ところでございます。

第2回協議会の内容ですが、まず平成29年度使用の小学校教科用図書並びに中学校教科用図書は、法律により4年間同一の教科用図書を使用することとなっており、別紙1、別紙2にあるように、平成28年度と同じものを使用することで全員一致の選定がされました。35ページと36ページのものであります。

次に、特別支援学級で使用される学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、毎年採択をすることになっておりますので、教育委員会が委嘱しました専門調査員の報告と協議員による審議を経て、別紙3、つまり37ページ以降のように附則9条の図書が選定されました。さらに附則9条図書の一つとなっている弱視の児童・生徒のための拡大教科書についても選定がされました。

この後、本市教育委員会会議において、本市の学校教育指導方針を踏まえ、小学校、中学校教科用図書並びに附則9条本をご審議の上、採択いただきたくお願いします。

なお、参考といたしまして、公正な採択に向けて当教育委員会会議並びに各市の採択会議は8月31日までは非公開であることが確認されました。

また、地区協議会の選定結果は最大限尊重することとされており、本市採択に関する方針においても、原則同一の教科書を採択することになっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育長より、東葛飾西部採択地区協議会におけるこれまでの経過についてご説明をいただきました。

引き続き、平成29年度使用の小学校及び中学校用教科用図書及び特別支援用図書並びに拡大図書について、これは指導課長からご説明をお願いいたします。

指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、教科書についてご説明を申し上げます。

まず、本日もご審議、ご採択いただく教科用図書につきましては、大きく分類いたしますと2点、小学校並びに中学校で使用する教科用図書といわゆる学校教育法附則9条本、また文部科学省の著作本、拡大教科書等特別支援教育において使用する教科用図書という2点になります。

小・中学校の教科書につきましては、35ページ、36ページのとおりでございます。法的にこの4年間の採択期間でございますので、法的な部分についてまずご説明を申し上げたい

と思います。

初めに、この平成29年度の小学校教科用図書並びに中学校教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条に基づき、同一の教科書を採択する4年の採択期間であることから、小学校、中学校ともに平成28年度と同一の教科書を採択することとなっておりますので、記載の35ページ、36ページのとおりよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、特別支援学級等の特別な支援を必要とする児童・生徒が使用する教科書のうち、この教科書無償法第14条及び同施行令第15条の規定に基づき、同様の採択が必要な教科書図書について、まずご説明をいたします。

特別支援学級において行われます授業においては、検定教科書であっても相当学年の教科書では効果が得られないと判断される場合、いわゆる下学年の教科書を使用できます。また、41ページ、別紙3-5にございます、いわゆる星本と呼ばれる文部科学省著作の名義を有する教科用図書を使用することも可能でございます。これには国語、算数・数学、音楽の3教科が用意されてございます。

さらに、松戸市には、視覚障害特別支援学級も設置してございますので、視覚障害者に対する支援が必要な状況であれば、拡大教科書や点字教科書など、教科用特定図書を使用することができます。

次に、検定教科書や今ご説明した文部科学省の著作本、特定教科書等が実態にそぐわない場合、学校教育法附則第9条に基づいた図鑑、絵本等の一般図書を使用することが可能となりますので、いわゆる学校教育法附則9条本についてご説明をいたします。

学校教育法附則第9条の規定にございます教科用図書以外の図書につきましては、さきに述べました無償法等によりまして採択期間から除外されますので、毎年採択することになっております。具体の図書につきましては、37ページから40ページの別紙3-1から4にございます。備考欄の星印の7冊につきましては、今年度新たに選定されたものでございます。

少し特別支援学級の指導方針について触れさせていただきます。

松戸市の学校教育指導方針における特別支援教育の充実につきましては、個々の児童・生徒の自立と社会参加に向けて一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うとし、組織的、計画的に指導、支援する方針でございます。そのためにも実態に合わせた教科書の使用が重要であると考えております。

また、拡大教科書につきましては、平成16年度より特別支援学級の児童・生徒だけではなく、通常学級に在籍する児童・生徒も使用が可能となっております。いずれの場合でも特別支援学級で使用される教科書につきましては、児童・生徒の実態に合わせて校長の責任で選定することとなっております。これらを勘案しまして、使用する教科書の選択幅を広げることとは、松戸市の特別支援教育の充実につながるものと考えております。

以上を踏まえまして、学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び文部科学省著作教科用図書、教科用特定図書につきましても採択をお願いしたいというふうに思っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育長と指導課長から説明がありましたとおり、小学校教科用図書並びに中学校教科用図書については、本年度のものと同じものを使うということで、東葛飾西部採択地区協議会では決定しました。また、学校教育法附則第9条図書については毎年採択されるとの説明がありました。

議案第21号についての説明は以上のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。何か仕組みの面等においてもご質問があれば何なりとさせていただきたいと思えます。非常に複雑になっていると言っているのか、複雑に見える部分もありますので、ご不明な点はぜひ何なりとおっしゃっていただいて、ご説明を求めたいと思えます。

市場委員、お願いします。

市場委員 この38ページの資料のところのこの22番の「ひとりだちするための算数・数学」という本が備考欄に米印がついているんだけど、不採択と結局書かれていて、これはそもそもこの一覧に載せるのはどこが載せるもので、不採択としたのはどこなのかということと、不採択になった理由というのがあれば教えていただきたいんですけども。

指導課長 西部採択地区協議会で不採択になったものでございますので、私どものほうでは理由はわかりません。これを載せるのは、いわゆる県、それから国の内容がこちらに載って……

市場委員 この一覧を決めるのは県とか国が決めるんですか。

指導課長 そうです。

教育長 この一覧に載るかどうかというのは国の審査です。ですから、載っているのは一応国の審査は通っていることとなります。ただ、この一冊一冊審議、西部採択地区で審議された

上で、今ご指摘の本については、いろいろそぐわないものはあったというふうに各委員が感じた結果不採択というふうになりました。という次第です。

市場委員 ありがとうございます。あともう一点いいですか。

教育長職務代理者 市場委員、どうぞ。

市場委員 あと、41ページの文部科学省著作小学校云々かんぬん図書というのがありますけれども、これは教科書的なものなのかなと想像するんですけども、そういうものを使って実際にやるかどうかは、さっき学校の校長先生の判断によるというような話で、そういう理解でいいのか、僕は学校訪問のときに見たのかもしれませんが、特別支援の方の授業をちょっと拝見したときは、本当に先生とマンツーマンみたいな形で、いわゆる本を使いながら授業みたいな形式にはなっていないような気はするんですけども、その特別支援の場合には、そうやって柔軟にというか、その子の様子に合わせて実際には行われているという理解でいいのかということです。

指導課長 まず、いわゆる星本といわれるこの41ページに記載の部分については、教科書でございます。先ほども申し上げましたように、特別支援学級ではさまざまな児童・生徒がおりますので、その子のニーズに合わせて、通常学級で使っているそれぞれの小学校や中学校の教科書を使う場合もございますし、例えば小学校5年生なんだけれども、小学校3年生の教科書を使って学習するというケースもございますし、これは普通のいわゆる教科書といわれているものでございます。そのほかに今度星本というのは、少し星1つから3つまであるんですけども、レベル的に優しいものから少し高度なものというふうに合わせて、特に国語と算数・数学と音楽が用意されているということでございます。

そのほかに、先ほどからありましたように、拡大本ですとか、そういった特別な教科書もございますし、そういうものが全部そぐわない場合、先ほども申し上げた附則9条本というふうに、さまざまな子供たちのニーズに合わせて教科書を選択できることになっています。それを決めるのは学校長の裁量という形になっています。

ちょっと実際の指導の中身というのは、学校によってそれぞれ違いますけれども、基本的には子供のニーズに応じた丁寧な指導が各学校でなされていくというふうに理解しております。

以上です。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 武田委員。

武田委員 すみません、教科書と直接……

指導課長 すみません、1つ訂正です。

教育長職務代理者 訂正がありましたので、指導課長。

指導課長 星本は星1つから4つまでです。申しわけございません。よろしく申し上げます。
中学校用のを抜かしました。

教育長職務代理者 それでは、武田委員。

武田委員 今のともちょっと関係するんですが、教科書に直接、違うかもしれないんですけども、下学年のものを使用してもいいとか、あるいはその子に合わせてという話はよく聞くんですけども、特別支援のほうのクラスというのは、例えば一般だと年間の中で、これは何だろ何級、何教科に対して何時間ずつとかという規定がありますよね。そういった何か個々個人、ある程度のレベル別とかで、そういう規定とかがあったりとか目標があったりとかするものなんですか。

教育研究所指導主事 お願いいたします。

特別支援学級の教育課程でございますけれども、基本的には小学校、中学校の学習指導要領に準じますけれども、それに関しましては児童・生徒の実態に合わせて弾力的に教育内容を編成していくということになっています。授業時数等はそれも小学校、中学校の指導要領に準ずることになっています。一応規定はあるんですけども、その範囲内で教科領域をあわせてもいいということになっていますので、その児童・生徒に合わせて、例えば算数と国語をあわせてやってみるとか、短冊、例えば七夕の短冊づくりをしようということで、短冊づくりの図工とそれから字を書く国語と、それをあわせてやってみるという教育課程も可能でございます。いえるのは、時数の範囲はあるんですけども、弾力的に教科領域などをあわせた教育課程が組まれているということが小中学校での特別支援学級で可能になっています。

武田委員 弾力的に。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

質問のご回答としてはそれでよろしいですか。

武田委員 そうなんですけれども、多分私が不理解で、ちょっと難しいですね。弾力的っていうことは……

教育長 大枠としての基準は、ですからもちろん公教育ですから……

武田委員 ないわけじゃない。

教育長 ないわけじゃなくてあるんです。

武田委員 はい。

教育長 なくてはいけないわけです。ただ、特別支援教育の児童・生徒というのは、もうごらんいただいておわかりのように、それこそ私たちがいつも心がけている一人一人にというものの究極のスタイルですので、その子その子に合った指導が必要なわけで、今、七夕を材料にしての例がありましたけれども、同じそういう授業をするにしても、一人一人のしている学習というのは、全部違うわけですよ。きちっと字を書いて短冊をつくっている子もいるし、短冊を切っている子もいるし、そこに色を塗っている子もいるしというふうに、それぞれの成長の度合いによって指導レベルも全部違いますので、そういうことを担任の教員は理解しながら、その子たちが少しでも自立に近づくようにという、それが狙いですので、そこまで伸ばすためにはどうやればいいのかということをいつも念頭に置いて、こういう教材も、それから指導方法もいろいろ工夫してやっているわけです。

武田委員 そうすると、ある規定はスタートとしてあるということなので、なるべくそこに近づける形を狙うということですね。

教育長 そうですね。ですから普通、例えば、ちょっとそれるかもしれませんが、通常学級の例えば1年1組の子供たちについては、一人一人の指導をしなければいけないこととか、そういう今はカルテと言っているんですけども、そういう資料はありません。でも、特別支援学級の子供たちというのは、一人一人にそういうものをつくって指導に当たらなければいけない。それぐらい指導のあり方というのは大きく違ってきます。もちろん普通のクラスを持っている担任の頭の中には、30人なら30人の一人一人の状況というのはありますけれども、そういうのをわざわざ一枚ずつつくってというのは普通はあり得ないわけです。でも特別支援学級では、それは逆になくてははいけないというふうな、指導の考え方そのものが基本的に違うというのはあります。

武田委員 そのカルテというのは何でしょう、通知表みたいな……

教育長 いえいえ、違います。

武田委員 それともまた違う。

教育研究所指導主事 指導者の。

武田委員 ああ、指導者側の……

教育研究所指導主事 個別の指導計画です。

武田委員 個別指導計画。

教育長 一人一人をどういうふうに指導していけばいいかという。

武田委員 何か、数が増えているというふうに分割には、その中身というのは見えてこない
というか、私が不理解なのかもしれないんですけども、ケースが多様化しているので、ち
よっとその辺も難しいのかなとは思いますが。前に、去年でしたか、教科書採択をしたときに、
この絵本であるとかいろんなものも一緒に並列して出ていて、すごくいいなというものがい
っぱいあるので、何か逆に一般事業のほうに使えるかなというか、そう思うものまであって、
だけど、特別支援学級のためにというふうにして選定しているものですよ。だけど、その
ほかにこういう教科書というものが存在していて、それも使うのも個々のレベルとかに合わ
せるという、選択肢を広げることでケース・バイ・ケースに沿う形をなるべく狙うというこ
となんですか。

教育研究所指導主事 そうですね。その辺は大分、恐らく一般の方々の理解よりは違ってきて
いると思います。例えば一昔前ですと、特殊学級というふうと呼ばれていた時代、あの時代
では中学校を卒業すると、ご自宅でその後を過ごされるか、あるいは特別支援学校へ行くか
の2種類しか多分選択肢はなかったと思います。でも今は普通高校に行く子からご自宅まで
さまざまに、もうたくさん選択肢はあるぐらい、特別支援学級にいる子供たちの一人一人の
状況というのは、本当に細かく違いますから、それだけ教員の指導も難しいんですけども。

武田委員 それだけ個々が把握されていて、可能性にあわせて段階を広げているということ
ですか。

教育研究所指導主事 そうですね。

武田委員 ありがとうございます。ちょっと勉強してきます。

伊藤委員 すみません、ちょっと基本的なことをお聞きして恐縮なんですけれども、この小学
校と中学校の教科書というのは、4年間変わらないということで、29年度は2年目に当たる
んですか。

教育長職務代理者 ずれていますよね、小学校と中学校。

伊藤委員 ああ、小・中でそれぞれ。

教育長職務代理者 小学校が2年目、中学が3年目とか、そんな感じですか。

じゃ、再度その辺の今の進行状況をまずそこだけ、また、来年以降の採択予定等もお願い
します。

指導課長、お願いします。

指導課長 では、採択のちょっと期間等を含めまして、お話を申し上げます。

今年度が平成28年度でございますけれども、ちょっとさかのぼりまして、昨年中学校の教

科書採択をいたしました。中学校が今年度から1年目のスタートでございます。その1年前、平成26年度に小学校の教科書を採択いたしまして、小学校は平成27年度からスタートしておりますので、今年度が2年目という形になります。

教育長職務代理者 来年3年目ですね。

指導課長 ただ、今後の予定でございますけれども、ご案内のとおり来年実は小学校の道徳の教科書の採択年度になり、平成29年ですね。平成30年に中学校の道徳の採択年度になる関係がございます、本来4年の期間であったものが、現状でございますけれども、小学校の教科用図書の採択が31年度になる予定でございます。そして中学校のほうは32年度になります。ですので、この期間だけ道徳が入る関係で、小学校も中学校も本来4年間使っている教科書を5年間使うという予定になっていて、平成32年の小学校の学習指導要領の改定に合わせて小学校の教科書が新たになると、そういうような予定になっているところでございます。

伊藤委員 わかりました。

それとの関連なんですけれども、そうしますと小学校については、昨年から使われている教科書が計5年間、一言一句変わらないんですか。それとも年によって例えば社会の同じ出版社でも、やっぱり年が変われば出版の年月日が変わるのでしょうが、中身についてはもう一言一句変わらないのか、それともやっぱり時代の流れに応じて教科書というのは、同じ5年間でも変わるものなのかというのは、ちょっと知りたいんですけれども。

指導課長 変わる形としては、大きく2つあるかと思っています。1つは、今伊藤委員さんご指摘のように社会の情勢が変わったときに、例えば社会科の数字的なデータですとか、例えば国土の線引きがこの間も変わりましたが、ああいうときには変わったりはしています。それからもう一点は、学習指導要領の中身が変わったときに、変えざるを得ないということもございます。

伊藤委員 その4年間、5年間の間にそういう中身でそういう指導要領が変わることによって変わるということもあるわけですね。

指導課長 今回の道徳などがとてもいい例だと思います。

伊藤委員 ああ、まあ、道徳はそうですね。

じゃ、基本的には、すみません、恐らく算数とか理科とか、そういったものはもうほとんど4年間、5年間、全く同じだと、やはり一般的に大ざっぱに考えて、そう理解してよろしいか。わかりました。

6年目というか、要するに新たに検定を受けて、その採択をすると、もし教科書が変われ

ばかなりがらっとその年に変わるといふ、そういうことが起こり得るわけですね。

指導課長 今回の場合は、学習指導要領が改定されますので、大きく変わる可能性がございます。ただ、学習指導要領が変わらない採択年度、4年、4年の範囲の中では学習指導要領にのっとった教科書になっているはずですので、それが大きいかどうかというのは一概にはいえないんですけれども、できるだけ、その社会の情勢等も踏まえて、学習指導要領にのっとった内容で教科書はつくられているというふうに理解しています。

教育長 基本的に教科書は4年サイクルですが、指導要領は10年サイクルなんです。ですから、そこでまたがる年が3回に1回必ず出てきますので、そのときは大きく変わるということですね。それ以外は、でもこれは専門的なことになるかもしれませんが、教科書をそのまま教える、べったり教えるということは教員は余りしませんので、教科書で教えるという、それが基本的な姿勢ですから、多少のそういう社会状況の変化とか、あるいはいろんな進歩による変化は、各教員が受けとめて、それなりに使うところだと考えています。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

西部採択地区で流山市、野田市と松戸市で、それぞれの教育委員会でこのように諮って今いる最中ということで、それぞれからの結果をまた持ち寄って最終的にということで、それが9月1日以降に公表されるという流れかと存じております。

ことしはその採択年度でいうと、比較的採択の少ない年であるということで、来年度というのも非常に意見の分かれる部分もございますので、この採択についてはまた来年度の問題になろうと思いますし、また、小学校、中学校では歴史を初め、いろんな部分でまた意見がある年もあるかと思っております。ことしはそういったことで9条本が主なものでございましたけれども、これについては、もうそろそろよろしければ採決のほうに移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第21号を採決いたします。

議案第21号については、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第21号は原案どおり決定いたしました。

◎その他

教育長職務代理人 その他に移ります。

事務局ありますか、その他でありますか。

学務課長。

学務課長 学務課長です。

議案第17号の先ほどの高等学校管理規則の一部改正する規則についてということで、字の間違い、誤字がありましたので、訂正させていただきます。

この改正案のところでは、新旧対照表の条文の中で、改正案のところの上から4行目のところ、中等教育学校の前期過程を含むの「過程」が間違っておりました。この「過程」ではなくて教育課程の「課程」、学務課の「課」という字です。

教育長職務代理人 課長の「課」か。

学務課長 はい、課長の「課」になります。失礼いたしました。よろしく申し上げます。

教育長職務代理人 3ページ4行目。

学務課長 あと、2ページも同じく、4行目のところの訂正をお願いいたします。前期過程の「過」です。

教育長職務代理人 2ページの本文4行目。

そのほか、事務局、よろしいですか。

それでは、委員の皆さんから何かありますか。

学校訪問等、計画訪問に同行された、あるいはされる予定等も進捗しますか、武田さん、忙しいですか。

武田委員 10月に。

教育長職務代理人 10月に、はい。

これもまた機会を見てと思いますが、もし伊藤委員、何かご感想、またまとまってやりま
すか。

伊藤委員 きょうは結構ですので。

教育長職務代理人 市場委員も、また改めて。

市場委員 はい。

教育長職務代理人 そのほかよろしいですか。

それでは、議事進行を教育長にお返しいたします。よろしく申し上げます。

教育長 ありがとうございました。

それでは……

もう一点、どうぞ。

学務課長 何度もすみません、学務課です。

今日お配りした入学者選抜要項、そちらのほうの「過程」も間違っておりますので、よろしく申し上げます。志願資格のところでは、前期過程の「過」、(1)のアのところは違っております。

この順番も実は中学校（中等教育学校の前期課程及び……）と書いてありますけれども、この今の管理規則とこれは順番が逆になっております、これは実際にこの選抜要項が早くできまして、その後本庁の法務と確認したら、やはり年齢が下の学校の学校種を先に書いたほうがよいのではないかとということです。内容は変わりません。義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含むという形になります。管理規則に準じます。

以上です。

教育長 ありがとうございました。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 次回の教育委員会会議の日程でございますけれども、平成28年9月定例会となります。平成28年9月1日木曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催ということではいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 それでは、確認いたします。

平成28年9月定例教育委員会会議は、平成28年9月1日水曜日、午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成28年8月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時10分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員